

新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程 (平成23年4月1日上下水道局規程第12号)

最終改正:

改正内容:平成23年4月1日上下水道局規程第12号 [平成23年4月1日]

○新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程

平成23年4月1日上下水道局規程第12号

新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例(昭和48年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の算定基準となる土地の地積)

**第2条** 受益者負担金(以下「負担金」という。)の算定基準となる土地の地積は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく固定資産課税台帳によるものとする。ただし、現況の地積が固定資産課税台帳によりがたいと上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めた場合は、その他の方法により認定することができる。

(受益者の申告)

**第3条** 条例第5条に規定する賦課対象区域の公告の日現在において、当該賦課対象区域内に土地を所有する者は、管理者の定める日までに下水道事業受益者申告書(第1号様式)を、提出しなければならない。この場合において、当該土地について条例第2条第1項ただし書に規定する地上権等を有する者があるときは、土地の所有者は、当該地上権等を有する者と連署してこれを管理者に提出しなければならない。

2 前項の土地が共有であるときは、当該所有者は、前項の申請書に連署して、管理者に提出しなければならない。

3 前2項に規定する申告のないとき、又は申告の内容が事実と異なると認めるときは、申告によらないで認定することができる。

(負担金の額等の通知)

**第4条** 条例第6条第1項に規定する負担金の額、及びその納付期日等の通知は、下水道事業受益者負担額賦課決定通知書(第2号様式)による。この場合に一筆の土地にかかる負担金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(負担金の納期等)

**第5条** 受益者は、前条に規定する負担金の額を20で除して得た額(以下「期別納付額」という。)を、次の各号に定める納期に納付しなければならない。この場合において、各期別納付額に10円未満の端数があるときは、最初の期別納付額に加えて納付するものとする。

(1) 第1期 6月1日から6月30日まで

(2) 第2期 9月1日から9月30日まで

(3) 第3期 12月1日から12月25日まで

(4) 第4期 3月1日から3月31日まで

2 前項に規定するもののほか、納期に関し必要な事項については、地方税法第20条の5の例による。

3 負担金の納付の通知は、下水道事業受益者負担金納付通知書(第3号様式)によるものとする。

(負担金の納期前納付)

**第6条** 受益者は、賦課決定通知書に記載された負担金のうち、到来した納期に係る納付すべき負担金の額に相当する金額の負担金を納付しようとする場合において、当該納期後の納期(次年度以降に係る納期を含む。)に係る納付すべき負担金を、あわせて納付することができる。

2 前項の規定によって受益者が、当該納期後の納期に係る納付額に相当する負担金を納付したときは、別表第1に掲げる率を乗じて得た額を、当該受益者に納期前納付報償金として交付する。ただし、当該受益者の未納に係る負担金がある場合には、これを交付しない。

(負担金に係る過誤納金の取扱い)

**第7条** 負担金の過誤又は誤納に係る納付額があるときは、当該納付額に還付のため支出を決定した日又は充当した日(同日前に充当することとなった日があるときはその日)までの期間の日数に応じ、その金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の例により計算した金額を加算して受益者に還付する。ただし、未納に係る負担金があるときは、過納又は誤納に係る納付額を未納に係る負担金に充当することができる。

2 過納又は誤納に係る納付額を還付し、又は前項の規定によって未納に係る負担金に充当するときは、ただちにその旨を当該受益者に対し、下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 受益者は、前項の規定により受益者負担金過誤納金還付(充当)通知を受けたとき、又は既納の納付額のうち過誤納金があることを知ったときは、ただちに下水道事業受益者負担金過誤納金還付請求書(第6号様式)を管理者に提出しなければならない。

- 4 還付加算金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる負担金に1,000円未満の端数があるとき、又は負担金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 還付加算金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(負担金の徴収猶予)

**第8条** 条例第7条の規定による負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(第7号様式)を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予基準(別表第2)に基づき、その適否を審査決定し下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(第8号様式)により受益者に通知するものとする。
- 3 前項により負担金の徴収猶予の適用を受けている者が、適用期間中にその理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届出なければならない。
- 4 管理者は、前項の届出があったとき又は徴収猶予の理由が消滅したと認めたときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(負担金の減免)

**第9条** 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、賦課決定通知書を受けとったとき又は減免の理由が発生したときは、遅滞なく下水道事業受益者負担金減免申請書(第10号様式)を、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、下水道事業受益者負担金減免基準(別表第3)に基づきその適否を審査決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書(第11号様式)により受益者に通知するものとする。
- 3 負担金の減免の適用を受けている者が、適用期間中にその理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届出なければならない。
- 4 管理者は、前項の届出があったとき、又は減免の理由が消滅したと認めたときは、下水道事業受益者負担金減免消滅通知書(第12号様式)により受益者に通知するものとする。

(負担金に係る繰上徴収)

**第10条** 管理者は、すでに確定した負担金が、その納期において徴収することが困難と認められるものについては、納期限前においても、負担金を繰上徴収することができる。

(受益者の変更)

**第11条** 条例第9条の規定により、受益の当事者の一方又は双方に変更のあったときは、その事実が生じた日から10日以内に下水道事業受益者異動届書(第13号様式)を、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の届書を受理したときは、従前の受益者に対して、下水道事業受益者負担金義務消滅通知書(第14号様式)により通知するものとする。
- 3 第4条及び第5条第2項の規定は、新たに受益者になった者について準用する。

(負担金に係る納付管理人)

**第12条** 受益者が、市内に住所を有しないとき若しくは有しなくなったとき、又は管理者が必要と認めたときは、自己に代わって負担金納付に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所を有する者を納付管理人に定め、当該理由が発生した日から14日以内に下水道事業受益者負担金納付管理人届書(第15号様式)を、管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、納付管理人を変更又は廃止した場合に準用する。

(住所の変更)

**第13条** 受益者又は納付管理人は、住所を変更したときは遅滞なく、下水道事業受益者住所変更届書(第16号様式)を、管理者に提出しなければならない。

(督促状)

**第14条** 条例第10条に規定する督促は、督促状(第17号様式)により通知するものとする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規定の施行前に、新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則(昭和49年3月8日規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 別表第1

報償金の交付率 (%) (前納額に対する割合) 月7/で1000計算	納期前に納付した納期数
20.3	19
19.2	18
18.2	17
17.1	16
16.1	15
15.0	14
14.0	13
12.9	12
11.9	11
10.8	10
9.8	9
8.7	8
7.7	7
6.6	6
5.6	5
4.5	4
3.5	3
2.4	2
1.4	1

別表第2

受益者負担金徴収猶予許可基準

徴収猶予の対象内容	徴収猶予率	徴収猶予期間	徴収猶予の要件
1 係争中の土地		結審まで	
2 受益者がその財産につき震災、風水害、火災その他災害を受け又は盗難にかかったとき。	管理者が認定する率	1年以内	市、警察署、消防署等の罹災、盗難証明
3 受益者、又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。	管理者が認定する率	1年以内	医師の診断書
4 農地、山林、溜池で管理者が認めるもの	100%	他の地目に転用されるまでの間	
5 その他管理者が特に必要と認めるとき	管理者が認定する率	1年以内	

別表第3

受益者負担金減免許可基準

該当条項	対象となる土地等の例	減免率	摘要
1 条例第8条第2項第1号に定めるもの (公共に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)	1 教育施設、社会教育施設及び社会福祉施設用地 2 一般庁舎用地 3 公務員宿舍用地 4 公営住宅用地	75% 50 25 0	
2 条例第8条第2項第2号に定めるもの (公企業の用に供している土地に係る受益者)	1 郵政事業、水道事業等、国、地方公共団体の経営する企業用財産用地	25	
3 条例第8条第2項第3号に定めるもの (公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)	1 国、地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地 2 普通財産である土地	そのつど調査し決定する。 0	
4 条例第8条第2項第4号に定めるもの (公の生活扶助を受けている受益者等)	1 生活保護法により生活扶助を受けている者	100%	
5 条例第8条第2項第5号に定めるもの (状況により負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)	1 国、地方公共団体以外の者が設置する教育及び社会福祉施設の用地 2 民営鉄道用地 ア 踏切、駅前広場 イ 軌道敷地 3 宗教法人法第2条に掲げる神社、寺院、教会、その他これに類する団体がその目的のために使用する土地 ア 境内地 イ 墓地 4 国、地方公共団体が文化財等として指定した土地(建物、工作物等の敷地を含む。) 5 自治会等の集会所用地で公共性があると認められる土地 6 私道又は私水路で公共性があると認められる土地 7 前各項に定めるもののほか、管理者が特に負担金の減免を必要と認めた土地	75 100 50 50 100 100 75 100 そのつど調査し決定する。	本来の目的に使用しない土地は除く。  本来の目的に使用しない土地は除く。